

檜葉町障害者活躍推進計画

機関名	檜葉町
任命権者	檜葉町長
計画期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）
檜葉町における障害者雇用に関する課題	<p>檜葉町においては、令和元年度障害者任免状況通報における実雇用率 2.16%となり法定雇用率を満たしておらず、これまで障害者に限定した採用を行っていない状況にある。</p> <p>これらを踏まえ、令和2年度以降、障害者の積極的な採用を実施する必要があり、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組むことが重要である。</p>
目標	
1 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率については、令和4年6月1日時点で2.6%を目標とする。
2 定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</li> </ul>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、必要な措置を講ずる。</li> <li>○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
その他	○各種法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適正な支援、配慮に努める。